

文字で情報を伝える



相手の話す内容や言葉が聞き取れないなどの不安を感じたことはありませんか。八幡市では、耳の聞こえにくい人のコミュニケーションを支援するため、市に登録した要約筆記者が「要約筆記」を行っています。「要約筆記」は、話の内容をその場で要約し、文字にして伝える支援

です。「ノートテイク（個人を対象に、隣に座って話の内容を要約して伝える）」と「全体投影（複数の対象者に対して、話の内容をスクリーンに映し出して表示する）」があり、いずれも手書きとパソコンを使う方法があります。

「ノートテイク」は、会議や病院での診察、行政手続きなどで利用ができます。「全体投影」は、講演会などで見ることができます。八幡市では専門の研修を修了した要約筆記者が登録されています。聞こえにお困りの人は一度、要約筆記を利用してみませんか。手書き要約にて対応します。また、要約筆記が体験できる講座も毎年行っています。

令和8年度要約筆記入門講座 受講者募集

初めて要約筆記を学ぶ人を対象に、「聞こえとコミュニケーション」

や「初歩的な技術」等を学びます。
▶対象者 八幡市在住・在勤・在学で要約筆記のことを知りたい人、体験したい人（過去に1回だけの体験講座を受けた人も受講可）。
▶日時 9月12日（土）・19日（土）・26日（土）全3回。いずれも午後1時～4時30分。
▶場所 橋本公民館
▶申込方法
①Web＝右記の二次元コードから
②電話またはFAX＝9月7日（月）まで 申込フォームに障がい福祉課へ



申込フォーム

障がい福祉課（☎983-2129、FAX981-8080）

市独自基準による通所型サービスB

地域包括支援センター（ほっとあんしんネット）一覧

名称	電話番号	担当圏域
地域包括支援センター梨の里	982-0125	男山中学校圏域
地域包括支援センターやまばと	982-8000	男山第二中学校圏域
地域包括支援センター美杉会	971-3576	男山第三中学校圏域
地域包括支援センター有智の郷	972-1000	男山東中学校圏域



提供サービス一覧

名称	場所	内容	実施日	利用者負担
ランチD eサービス	八幡市社会福祉協議会	▶みんなで昼食を調理して食べることを楽しむ ▶体操なども実施	毎週水曜日	600円／回（材料費込） 送迎可能（片道200円）
ばかばか庵	京都八勝館よりば路	▶外出や社会参加を目的とし、みんなで昼食を楽しむ ▶体操なども実施	毎週火・木曜日	700円／回（昼食代込）
八寿園亭	老人憩いの家八寿園		毎週水・金曜日	600円／回（昼食代込）
YMB T いこいの広場	八幡市地域包括ケア 複合施設YMB T		毎週水曜日	600円／回（昼食代込）

高齢者の介護予防と閉じこもり予防のためのサービスを利用してみませんか。

対象者

- ▶要介護認定で「要支援1」「要支援2」の認定を受けた人
- ▶基本チェックリストにより、生活機能の低下がみられた人（事業対象者）

■利用までの流れ 地域包括支援センターの職員が、心身の状態や生活の状況を確認し、サービスが必要であると認められた場合に利用できます。希望されるサービスがありましたら、「地域包括支援センター」（ほっとあんしんネット）までご相談ください。
※詳細は市のホームページで確認ください。



市ホームページ

高齢介護課（☎983-5471）

令和8年度 やわた未来いきいき健幸プロジェクト

本プロジェクトでは、活動量計やご自身のスマートフォンを持つウォーキングや、事業参加に対して、ポイントが付与されます。そのポイントは、クオカードや電子マネー等と交換でき、お得に健康づくりに励んでいただけます。

現在、約5,000人以上が参加する人気事業です。これを機に生涯を通じた健康づくりに励みませんか。

参加者 募集中

参加費
1,000円



参加条件

- 次のすべてを満たす人。
- ▶20歳以上（申込時点）で、市内在住または在勤
※年度途中で市外へ転出・転勤等をされた場合は、その時点で退会。
- ▶参加者の管理、および事業効果分析を目的とした個人情報の提供に同意できる

申込方法

- ①Web＝右記の二次元コードから
- ②郵送または持参＝申請書（健康推進課窓口や市ホームページ等から入手可）に必要事項を記入し、郵送（〒614-8501 市役所健康推進課健康増進係〈住所不要〉）、または健康推進課に持参

事業の詳細はこちら



申込フォーム



市ホームページ

閉庁時間のリーダーライターについて

市役所の閉庁日や閉庁時間にデータの送信ができるよう、市役所1階守衛室時間外窓口前＝写真左＝にリーダーライター（データ送信器）＝同右＝を設置しています。入り口横のインターホンを鳴らし、データ送

信器を利用したい旨をお伝えください。

※閉庁時間は、市役所2階健康推進課前の機器をご利用ください。

利用時間

平日：午後4時30分～9時
土・日・祝日：午前9時～午後9時

健康推進課（☎983-1116）

最高裁判決を踏まえた保護費等の追加給付

平成25年に国が行った生活保護の生活扶助基準改定を違法とした最高裁判決を踏まえ、国が当時の受給者に対し、生活扶助基準の新たな水準を設定し、その差額を追加給付する方針を決定したことから、八幡市でも国の基準に基づき該当する人へ追加給付をします。

対象者

平成25年8月から令和8年3月までの期間に生活保護を受給していた

世帯（現在保護停止中・保護廃止世帯も対象。亡くなった人は追加給付の対象外）。

※平成30年10月以降の期間は対象となる加算等が算定されている世帯に限る。

支給金額

生活扶助基準の新たな水準と従来の水準の差額。

※受給されていた人の世帯構成や受給期間、扶助内容によって支給金額は異なります。

申請方法

- ①保護受給中世帯 現在八幡市で生活保護を受給している対象となる世帯には8月下旬頃に支給します。※八幡市以外の自治体で生活保護を受給していた期間がある場合は、当時生活保護を受給していた自治体で申請が必要です。該当する自治体へお問い合わせください。
- ②保護受給中世帯（八幡市で過去受給分） 現在八幡市で生活保護を受給している世帯の過去の八幡市での保護受給歴に係る追加給付に

ついては申出書の提出が必要です。詳細は生活支援課までお問い合わせください。

③保護廃止世帯 過去に八幡市で生活保護を受給しており、現在は八幡市で生活保護を受給していない世帯は、「保護廃止時の世帯主からの申出」が必要です。申出書等詳細は市のホームページで確認ください。

■申請期間 8月1日（土）～令和9年7月31日（土）



市ホームページ

生活支援課（☎983-1457）平日午前9時～午後4時30分

最高裁判決を踏まえた保護費の追加給付センター・厚生労働省委託事業（☎0120-179-445）平日午前9時～午後5時